

指定短期入所生活介護事業者 指定申請の手引き

R 5 年 8 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

1 指定要件の概要

短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。(※障害福祉サービスにおける指定短期入所事業者の指定を受けた事業者(障害者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る)が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型短期入所生活介護の基準」を御確認ください)

(1) 法人であること。

営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすこととなります。ただし、法令により事業を実施できない法人や管轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

ア 管理者

事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達している者のことであり、雇用上、正職員であるか非正規職員であるかは問いません。

イ 医師

週 2 回程度以上勤務する医師が 1 人以上必要です。

ウ 生活相談員

・利用者数が 100 又はその端数を増すごとに常勤換算方法(従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第 2 位以下切り捨て)で 1 人以上の生活相談員が必要となります。

・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

(ア) 社会福祉士

(イ) 社会福祉主事

(ウ) 精神保健福祉士

(エ) 介護福祉士

(オ) 介護支援専門員

・生活相談員のうち 1 人以上は常勤でなければなりません。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあっては、常勤としないことができます。

エ 介護職員又は看護職員(看護師、准看護師)

・利用者数が 3 又はその端数を増すごとに常勤換算方法で 1 人以上の介護職員又は看護職員が必要となります。

・介護職員又は看護職員のうち 1 人以上は常勤でなければなりません。ただし、併設型で定員が 20 人未満の事業所の場合はこの限りではありません。

・令和 3 年度報酬改定により、無資格の全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置をとることが義務づけされました。(令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置期間あり。期間中は無資格者でも就業可能。)事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後 1 年間の猶予期間が設

けられます。(同じく令和6年3月31日までは努力義務。)

オ 栄養士

・1人以上必要ですが、利用定員が40人を超えない事業所の場合は、隣接施設等の栄養士の兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は、配置しないことができます。

カ 機能訓練指導員

・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員を1人以上配置しなければなりません。

・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

(ア) 理学療法士

(イ) 作業療法士

(ウ) 言語聴覚士

(エ) 看護職員(看護師又は准看護師)

(オ) 柔道整復師

(カ) あん摩マッサージ指圧師

(キ) はり師(一定の実務経験を有する者) ※1

(ク) きゅう師(一定の実務経験を有する者) ※1

※1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

ア 設備基準

・利用定員を20人以上(特別養護老人ホーム等に併設の場合は20人未満でも可)とする必要があります。

1) 共通

・事務室、医務室、調理室、浴室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室(同一敷地内の他の社会福祉施設を利用することにより、支障がない場合には、設けないことができます。)

・廊下の幅は1.8m以上、ただし、中廊下の幅は2.7m以上とする必要があります。

・利用者が使用する設備(居室、食堂、機能訓練室、静養室、浴室)を2階以上に設ける場合はエレベータ等を設置することが必要となります。

・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備える必要があります。

・利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

2) 従来型事業所のみ

・居室、食堂、機能訓練室、便所、洗面設備、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、(下線以外の設備については、同一敷地内の他の社会福祉施設を利用することにより、支障がない場合には、設けないことができます。)

・居室は1室4人以下、1人当たり床面積10.65㎡以上とする必要があります。

・食堂及び機能訓練室の合計面積は、定員1人あたり3㎡以上とする必要があります。なお、事務所や相談室への出入りに機能訓練室を通行する場合は、幅1mを通路として有効面積から除外してください。

3) ユニット型事業所のみ

・ユニット(居室、共同生活室、洗面設備、便所)

・ユニット型指定短期入所生活介護事業所とする場合には、居室の定員を原則1室1人(1人当たり床面積10.65㎡以上)、1ユニットの利用定員を概ね10人以下とし15人を超えないものとするほか、ユニットの利用定員に2㎡を乗じて得た面積以上の共同生活室を設けるなどの必要があります。

イ 運営基準

運営基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）」の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」を参照してください。

2 共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所生活介護は、指定短期入所事業者（障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう）の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る）が、要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護です。

共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1) 従業者の員数及び管理者

ア 従業者

指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

イ 管理者

指定短期入所生活介護の場合と同趣旨ですので、本手引きの「1 (2) ア管理者」の項目を参照してください。なお、共生型短期入所生活介護の管理者と指定短期入所者生活介護の管理者を兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

・指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が 9.9 m²以上であること。

・その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき基準を満たしていれば足りるものであること。なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要であること。

(3) 技術的支援

指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

ア 運営基準

短期入所生活介護等の運営基準の規定は、共生型短期入所生活介護に準用されます。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）」を参照してください。

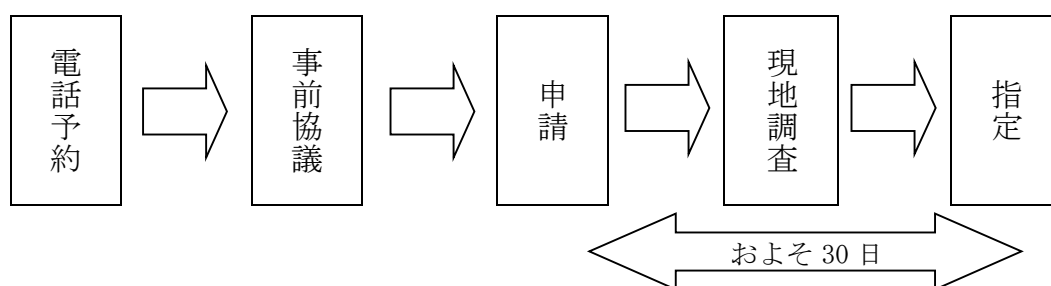
イ 利用定員

共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のべ

ッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。例えば、併設事業所で利用定員 20 人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて 20 人という意味であり、利用日によって要介護者が 10 人、障害者及び障害児が 10 人であっても、要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 15 人であっても、差し支えありません、

3 申請の流れ

- ・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。
- ・**申請から指定までの標準処理期間は 30 日**ですので、事業開始を予定する日の 30 日前までに事前協議を済ませて、申請書類を**全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出**してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。
- ・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合がありますので御了承ください。
- ・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続を済ませた上で、申請書類を提出してください。



4 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番に A 4 版（2 穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類か分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各 1 部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

共生型短期入所生活介護として申請する場合は、「障害福祉サービス（指定生活介護事業所等）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し」及び「通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）」を上記書類とあわせて提出してください。

5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いします。
 - ※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。
- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）

でも提供されていますので御参照ください。

- (3) 「事前協議シート」、「付表（別添）添付書類・チェックリスト」及び事業者の指定に必要な様式はつくば市ホームページからダウンロードできますので御活用ください。

URL : <https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/shisetsu/index.html>

6 お問合せ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp